

第 6454 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 8日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 欠損金の繰戻しによる還付の特例

Q : 欠損金の繰戻しによる還付の特例が、
新型コロナウイルスの関係で改正になったとか。
どのようになったのですか?

A : 次のようになりました。

【解説】

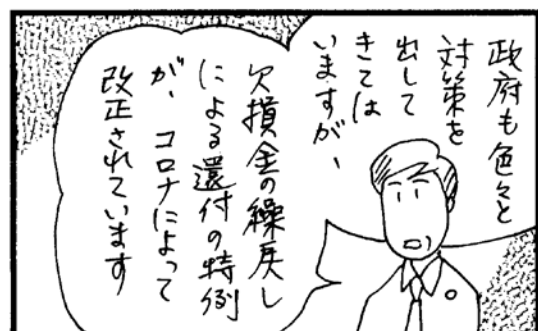
青色欠損金の繰戻しによる還付の特例が新
型コロナウイルスの影響により次のように改
正されました。

青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申
告書を提出する法人について、その確定申告
を提出する事業年度において生じた欠損金額
がある場合に、その法人の請求により、その事
業年度開始の前日1年以内に開始したいずれ
かの事業年度に繰戻しして法人税の還付を受
けることができる制度です。

資本金の額が1億円を超える法人につい
ては、これまで、青色欠損金の繰戻し還付制
度を適用することができませんでした。資本金
1億円超10億円以下の法人については、青
色欠損金の繰戻し還付を受けることができ
ようになりました。

ただし、大規模法人(資本金の額が10億
円を超える法人など)の100%子会社及び100%
グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全
部を保有されている会社を除きます。

この改正は、令和2年2月1日から令和4
年1月31日までの間に終了する事業年度に生
じた欠損金について適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】